定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月九日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

森村商事株式会社

代表取締役　森村　裕介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目三番一号

株式会社ノムラシステムコーポレーション

代表取締役　野村　芳光

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月九日

大阪市西成区天下茶屋東一丁目八番三号

高田商事株式会社

代表取締役　高田　清和

株式併合につき通知公告

当社は、株式二十八万三千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年三月二十四日です。

平成二十七年三月九日

東京都中央区京橋一丁目三番一号八重洲口大栄ビル一二階

株式会社パートナーズ・ホールディングス

代表取締役　中尾　健

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月九日

大阪市西成区天下茶屋東一丁目八番三号

高田商事株式会社

代表取締役　高田　清和

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所山口県宇部市大字上宇部二四七番地

被相続人　亡　谷川正得こと　李　學道

右被相続人は平成二十年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十八日山口家庭裁判所宇部支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月九日

大韓民国京畿道高陽市一山西区炭峴洞一六四〇番地斗山ウィーブ・ザ・ゼニス一〇二棟三六〇四号　限定承認者　李　善景

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　大阪ふたば法律事務所

右代理人弁護士　金　奉植

限定承認公告

本籍東京都杉並区西荻北四丁目三四番地、最後の住所東京都三鷹市大沢一丁目二番四一号

被相続人　亡　大沼　均

右被相続人は平成二十六年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十七年二月二十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月九日

兵庫県西宮市甲陽園目神山町二七番五五号

相続財産管理人　大沼　哲

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月二十日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、次の通りです。

一、当社の顧客には、当社取締役会において第一種金融商品取引業を廃止する旨決議した平成二十七年二月二十三日以降、当社が第一種金融商品取引業を廃止する旨、及びそれに伴い顧客取引を結了し、顧客から預託を受けた財産を返還する旨、通知いたしております。

二、顧客から預託を受けている財産のうち、有価証券につきましては、平成二十七年四月七日までに、顧客の判断により、他社の証券口座への移管若しくは当社証券口座での売却をしていただきます。なお、平成二十七年三月二十七日以降は、新規建玉は受託いたしません。

三、顧客から預託を受けている財産のうち、現金につきましては、平成二十七年四月七日までに、顧客より出金指示を行っていただきます。しかし、当日までに出金指示をされなかった顧客につきましては、平成二十七年四月八日までに当社証券口座開設時に、顧客より届出にあった銀行口座に現金を振り込みます。

四、平成二十七年四月七日までに、顧客から預託を受けている財産について、顧客との連絡が取れないなどの事情により、顧客に直接返還ができない場合は、平成二十七年四月八日以降、供託手続を行い、平成二十七年四月十七日までに全ての供託手続を完了いたします。

五、平成二十七年四月二十日において、当社には、返還すべき顧客の財産はないことになります。

六、右記スケジュールは、平成二十七年二月二十三日現在のものであり、諸般の事情により変更されることがあります。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月九日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番一五号

レクセム証券株式会社

代表取締役　小林　秀豪

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月九日

東京都千代田区飯田橋三丁目四番六号新都心ビル七階　株式会社グリーンアース

代表取締役　福田　敏朗

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月九日

東京都港区芝大門二丁目三番一号

株式会社ウィルレイズ

代表取締役　志田　仁

取消公告

平成二十七年二月十三日（号外第三十二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取り消します。

平成二十七年三月九日

東京都八王子市中町二番一号

株式会社グランド東京

代表取締役　中島　利彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年二月十三日法務省告示第九十号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
二	下	終りから一二	北区	南区
平成二十七年二月二十日掲載の特許庁に係る公示送達中（原稿誤り）				
一一	上	一七	〃	手続補正指令書（方式）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月九日付第四九号四八ページ
七日付衆会第二号一六ページ
◉付録　二月官報目録一六ページ

◉同日付政府調達第四四号二四ページ●一月二十一ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）